



長野県報

3月6日(木)
平成20年
(2008年)
第1945号

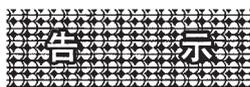
目次

告示

解除予定保安林(森林整備課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	4
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞(建築管理課)	5

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課)	6
争議行為の公表(2件)(労働福祉課)	6
一般競争入札(食品・生活衛生課)	6
一般競争入札(林業振興課)	7
一般競争入札(県立病院課)	8
一般競争入札(3件)(道路管理課)	9
一般競争入札(9件)(河川課)	11
一般競争入札(3件)(砂防課)	18
一般競争入札(総務課)	21
一般競争入札(高校教育課)	22
平成16年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局)	22
一般競争入札(消防課)	23
一般競争入札(3件)(障害福祉課)	24
一般競争入札(2件)(生活排水対策課)	26
一般競争入札(教育総務課)	28
一般競争入札(高校教育課)	29



長野県告示第106号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成20年3月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町大字平穏字池ノ平7148の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月6日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃和田1598番の9地先から 飯田市南信濃和田1135番地先まで	旧	4.5～8.7 m	0.8155 km
飯田市南信濃和田1598番の9地先から 飯田市南信濃和田1135番地先まで	新	4.5～8.7	0.8155
飯田市南信濃和田75番地先から 飯田市南信濃和田344番の5地先まで		12.0～47.0	1.0385

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 256号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡清内路村1407番の2地先から 下伊那郡清内路村1363番の1地先まで	旧	9.5～34.0 m	0.3734 km
同 上	新	9.5～38.0	0.3721

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村平岡420番の27地先から 下伊那郡天龍村平岡322番の42地先まで	旧	3.7～48.5 m	1.0564 km
		6.0～48.5	1.1994
		11.6～52.4	0.7200
同 上	新	11.6～52.4	0.7200

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯田富山佐久間線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村大字平岡289番の2地先から 下伊那郡天龍村大字平岡208番の2地先まで	旧	6.2～40.7 m	0.3433 km
		9.4～29.8	0.2488
同 上	新	9.4～29.8	0.2488

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯田富山佐久間線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡泰阜村4879番の2地先から 下伊那郡泰阜村3791番の1地先まで	旧	4.2～11.6 m	0.1991 km
同 上	新	6.0～18.0	0.1954

- 6(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯田富山佐久間線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡泰阜村7565番地先から 下伊那郡泰阜村7565番地先まで	旧	15.3～18.0 m	0.0150 km
同 上	新	13.8～18.0	0.0150

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 飯田富山佐久間線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡泰阜村703番の1地先から 下伊那郡泰阜村708番の14地先まで	旧	3.0~16.0 ^m	0.1108 ^{km}
		14.6~53.6	0.0795
同 上	新	14.6~53.6	0.0795

道路管理課

長野県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 開田三岳福島線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町三岳9番の58地先から 木曾郡木曾町三岳618番の21地先まで	旧	5.0~24.2 ^m	2.7481 ^{km}
		5.0~75.0	2.7481
同 上	新	5.0~75.0	2.7481

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 開田三岳福島線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町開田高原西野6994番の2地先から 木曾郡木曾町開田高原西野6850番の1地先まで	旧	9.0~17.2 ^m	0.2090 ^{km}
		13.2~29.0	0.2079
同 上	新	13.2~29.0	0.2079

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 宮ノ越停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町日義2336番の2地先から 木曾郡木曾町日義2271番の2地先まで	旧	6.0~12.0 ^m	0.1680 ^{km}
		6.0~18.2	0.1680
同 上	新	6.0~18.2	0.1680

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上松御岳線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡上松町大字上松1948番地先から 木曾郡上松町大字上松877番の4地先まで	旧	9.0~21.0 ^m	0.2174 ^{km}
		9.0~26.0	0.2627
木曾郡上松町大字上松1948番地先から 木曾郡上松町大字上松878番の3地先まで	新	9.0~26.0	0.2627

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 王滝加子母付知線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡王滝村4695番の2地先から 木曾郡王滝村4704番の2地先まで	旧	5.6~20.8 ^m	0.2862 ^{km}
		7.6~20.8	0.2862
同 上	新	7.6~20.8	0.2862

道路管理課

長野県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 143号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字岡田66番の2地先から 松本市大字岡田180番の59地先まで	旧	7.0~10.0 ^m	0.1270 ^{km}
		14.0~16.0	0.1270
同 上	新	14.0~16.0	0.1270

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 403号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡筑北村坂北4130番口の2地先から 東筑摩郡筑北村坂北4165番の6地先まで	旧	6.0~13.0 ^m	0.1200 ^{km}
		10.0~18.0	0.1200
同 上	新	10.0~18.0	0.1200

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 丸子信州新線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡麻績村大字日6318番の5地先から東筑摩郡麻績村大字日6474番の4地先まで	旧	3.5~7.0 m	0.3400 km
同 上	新	7.0~25.0	0.3368

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 大町麻績インター千曲線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡生坂村大字東広津14193番の47地先から東筑摩郡生坂村9504番の2地先まで	旧	5.0~9.0 m	0.4149 km
同 上	新	5.0~9.0 6.0~15.0	0.4149 0.2580

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 町村白川村井停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字寿豊丘647番の10地先から松本市大字松原120番地先まで	旧	7.0~10.0 m	0.1380 km
同 上	新	10.0~20.0	0.1340

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 寺村南松本停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字松原120番地先から松本市大字寿豊丘647番の10地先まで	旧	7.0~10.0 m	0.1380 km
同 上	新	10.0~20.0	0.1340

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 新茶屋塩尻線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市寿北3丁目635番の2地先から松本市寿北3丁目647番の3地先まで	旧	6.5~11.0 m	0.1120 km
同 上	新	7.5~14.0	0.1120

- 8(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 寺村南松本停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市寿北3丁目647番の3地先から松本市寿北3丁目635番の2地先まで	旧	6.5~11.0 m	0.1120 km
同 上	新	7.5~14.0	0.1120

道路管理課

長野県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 路線名 256号
 (2) 供用を開始する区間
 下伊那郡清内路村1407番の2地先から
 下伊那郡清内路村1363番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
 2(1) 路線名 飯田富山佐久間線
 (2) 供用を開始する区間
 下伊那郡泰阜村4879番の2地先から
 下伊那郡泰阜村3791番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日

道路管理課

長野県告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曾郡木曾町開田高原西野6994番の2地先から
 木曾郡木曾町開田高原西野6850番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
 2(1) 路線名 宮ノ越停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 木曾郡木曾町日義2336番の2地先から
 木曾郡木曾町日義2271番の2地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
- 3(1) 路線名 上松御岳線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡上松町大字上松877番の4地先から
木曾郡上松町大字上松878番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
- 4(1) 路線名 王滝加子母付知線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡王滝村4695番の2地先から
木曾郡王滝村4704番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日

道路管理課

長野県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月6日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 路線名 143号
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字岡田66番の2地先から
松本市大字岡田180番の59地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
- 2(1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
東筑摩郡筑北村坂北4130番口の2地先から
東筑摩郡筑北村坂北4165番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
- 3(1) 路線名 町村白川村井停車場線
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字寿豊丘647番の10地先から
松本市大字松原120番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
- 4(1) 路線名 寺村南松本停車場線
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字松原120番地先から
松本市大字寿豊丘647番の10地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
- 5(1) 路線名 新茶屋塩尻線
- (2) 供用を開始する区間
松本市寿北3丁目635番の2地先から
松本市寿北3丁目647番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日
- 6(1) 路線名 寺村南松本停車場線
- (2) 供用を開始する区間

- 松本市寿北3丁目647番の3地先から
- 松本市寿北3丁目635番の2地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月6日

道路管理課

長野県告示第113号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成20年3月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 日時
平成20年3月17日 午前10時
- 2 場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁議会増築棟 501号会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号
日本電話電気長野株式会社
 - (2) 代表者氏名
小出 英二
 - (3) 主たる事務所の所在地
長野市川中島町御厨字兒子石857番地3
 - (4) 免許証番号
長野県知事（1）5006号
 - (5) 免許年月日
平成19年1月11日

建築管理課